お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品 パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建 保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- ●「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」 は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。 必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命 所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

保険契約申込時に 取得する個人情報の 利用目的

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務 の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- ① 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

この書面の表記について 当書面では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。

生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を 行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの 保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に 成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記 カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

募集代理店からの お知らせ

- ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。 預金とは異なり、元本保証はありません(募集代理店による元本および利回りの保証もあり ません)。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
- ●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を 及ぼすことはありません。
- ●三井住友銀行では、借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料と するこの保険のお申込みはお断りしています。
- ●法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申込みいただけない場合がござい ます。

お問い合わせについて

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、 カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。



です。0120-037-560 **ドル建 です。0120-001-262

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕



[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1 www.nw-life.co.jp

> NW-02-24034-64(25.02) MSA125-2504 TYB





2025年4月版

賢者の年金

(円建/米ドル建/豪ドル建)

積立利率金利連動型年金(AII型) 積立利率金利連動型年金(米ドル建)年金額確定特約付 積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット (契約概要/注意喚起情報)

この書面は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」と「商品パンフレット」で構成 されています。「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際 しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十 分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいた します。



- ●この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社と する生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- ●市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。 詳細は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご確認 ください。

募集代理店





引受保険会社

~: 2

「賢者の年金」は、3つの方法 で年金の準備ができます



すぐに年金を受け取りたい。

当初の年金額は抑えて、 将来の年金を 充実させたい。

一定期間 受け取れる 年金 期間を決めて、 年金を 受け取りたい。

お申込み時に健康に関する告知は不要です。

この商品は、年金受取を目的とした生命保険です。中途解約は元本割れする可能性があります。そのため、中途解約を前提とする運用目的のご加入はお控えください。



年金を一生涯受け取れます。





年金総額保証付後厚終身年金

契約当初の年金額を抑えることで、その後の期間ふえた年金を一生涯受け取れます。





確定年金

据置期間と年金受取期間を定めて、 決まった金額を計画的に受け取れます。







この商品パンフレットでは、契約通貨が異なる3つの商品について概要を説明しています。 それぞれ商品内容、リスク、費用が異なりますので、ご検討・お申込みにあたっては、 該当商品の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」 を必ずご覧ください。

年金総額保証付終身年金



この保険のリスクと費用について

- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。 リスクと費用の詳細につきましては、33~35ページをご覧ください。

年金を一生涯受け取れます。

契約後すぐに一生涯、年金を受け取れます

●据置期間 0 年で、年 6 回払または年 12 回払を選択した場合、最短でご契約の 2 ヵ月 後から年金を受け取ることができます。

据置期間は、0年のほか、下記の範囲からご選択いただけます。

円建	0年~10年(1年単位)	
米ドル建・豪ドル建	0・5・10・15・20年	

※年金受取開始日の被保険者年齢が90歳を超える据置期間はご選択いただけません。

●被保険者が亡くなられた場合も、年金受取累計額が、一時払保険料または年金原資 のいずれか大きい金額に保証金額割合を掛けた金額に達するまでは、ご家族が年金 を受け取れます。

時

払

保

険

料

【イメージ図(据置期間0年の場合)】 契約通貨

契	!約初期費用 ——
円建	一時払保険料の <mark>4</mark> %
米ドル建 豪ドル建	一時払保険料の 5.5 %

契約年齢(被保険者の満年齢)			
円建	6歳~89歳		
米ドル建 豪ドル建	0歳~89歳		

※市場金利情勢等によっては、ご加入いた だけない場合やご選択いただけない据置 期間がある場合があります。

年金額は一定です

- 固定利率で運用、契約通貨建の年金額はご契約時に確定します。
- ●年金受取回数は、年1回*1・2回・4回・6回・12回払よりご選択いただけます。
- ●米ドル建・豪ドル建の場合、契約通貨だけでなく、円でもお受け取りいただけます。*2
- *1円建かつ据置期間0年の場合、年1回払はご選択いただけません。
- *2 為替相場の変動により、円での受取額は変動します。なお、円で受け取る場合の為替レートを設定することが できる「新為替ターゲット特約」については、11~12ページをご覧ください。

●保証金額割合について

(円建の場合は100%、米ドル建・豪ドル建の場合は100%・110%・120%から選べます。) 保証金額割合が高くなるにつれ、1年間に受け取れる年金額は抑えられますが、受取保証期間が 長くなることにより、年金受取保証金額が大きくなります。



年金

年金

くわしくは9~10ページをご覧ください。

年金

年金

受取保証期間

(被保険者の生死にかかわらず年金を 受け取れる期間)

年金 年金

一生涯の年金受取

契約形態によって、ご家族に年金を引き継ぐことができます。

生





お申込み時に健康に関する告知は不要です。

年金総額保証付後厚終身年金



この保険のリスクと費用について

- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。 リスクと費用の詳細につきましては、34~35ページをご覧ください。

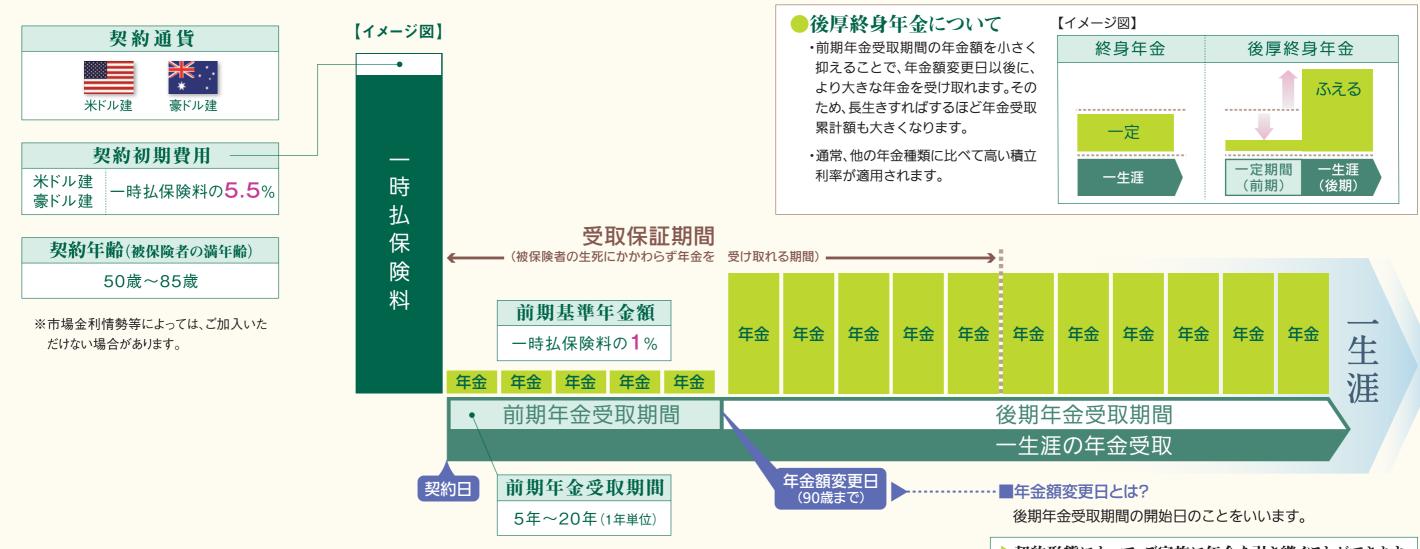
契約当初の年金額を抑えることで、その後の期間ふえた年金を一生涯受け取れます。

一生涯年金を受け取れます

- ●契約日の1年後から年金を受け取ることができます。
- ●被保険者が亡くなられた場合も、年金受取累計額が一時払保険料と同じ金額に 達するまでは、ご家族が年金を受け取れます。

契約日から最短 5 年経過後に年金額が増加します

- ●増加した後の年金額は、一生涯変わりません。
- ●後期年金受取期間の年金受取回数は、年1回・2回・4回・6回・12回払より ご選択いただけます。*1
- ●契約通貨だけでなく、円でもお受け取りいただけます。*2
- *1前期年金受取期間の年金受取回数は、年1回払のみとなります。
- *2 為替相場の変動により、円での受取額は変動します。なお、円で受け取る場合の為替レートを設定することができる「新為替ターゲット特約」については、11 ~ 12 ページをご覧ください。



-6

お申込み時に健康に関する告知は不要です。

▶契約形態によって、ご家族に年金を引き継ぐことができます。 くわしくは<u>9~10ページ</u>をご覧ください。

50P> (90P> (

確定年金

↑ ● 為都

- この保険のリスクと費用について
- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。 リスクと費用の詳細につきましては、33~35ページをご覧ください。

据置期間と年金受取期間を定めて、決まった金額を計画的に受け取れます。

据置期間や年金受取期間を指定できます

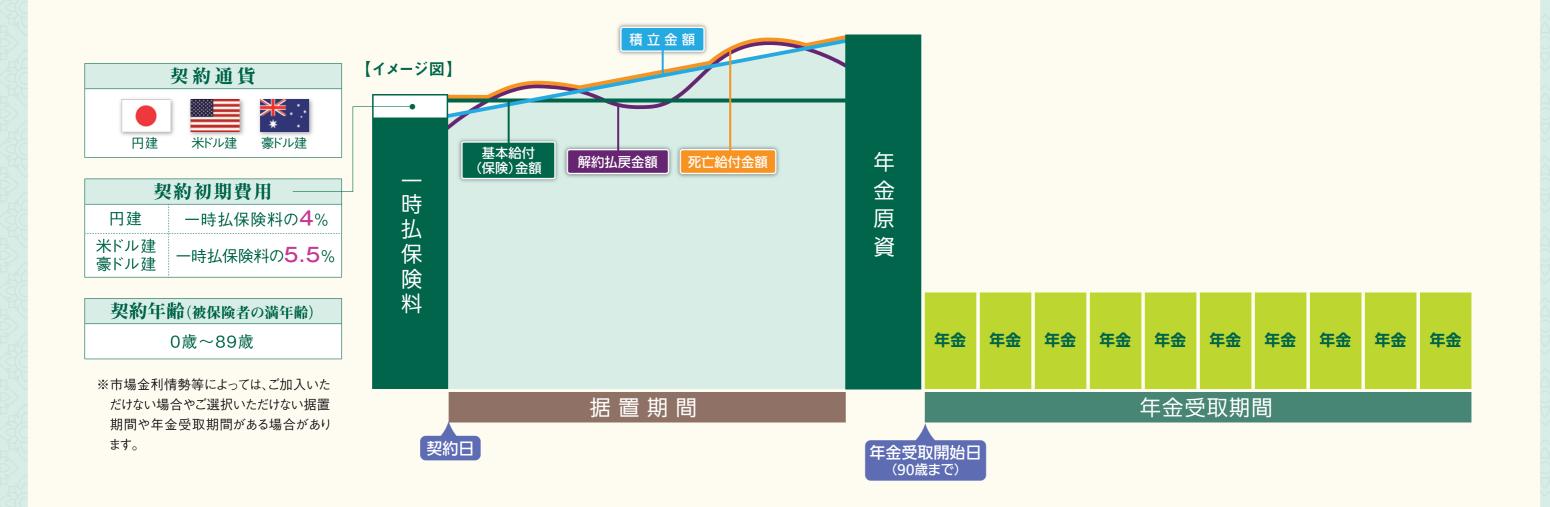
据置期間、年金受取期間は下記からご選択いただけます。

据置期間	年金受取期間
1年・5年・10年	10年・20年

※年金受取開始日の被保険者年齢が90歳を超える据置期間はご選択いただけません。

年金額は一定です

- ●固定利率で運用、契約通貨建の年金額はご契約時に確定します。
- ●年金受取回数は、年1回・2回・4回・6回・12回払よりご選択いただけます。
- ●米ドル建・豪ドル建の場合、契約通貨だけでなく、円でもお受け取りいただけます。*
- *為替相場の変動により、円での受取額は変動します。なお、円で受け取る場合の為替レートを設定することができる「新為替ターゲット特約」については、11 ~ 12 ページをご覧ください。





お申込み時に健康に関する告知は不要です。

契約形態による年金の活用例 (年金リレープラン)

「賢者の年金」では、ご家族を被保険者や継続年金受取人に指定して、 年金を引き継いでいくことができます。

【前提条件】年金種類:年金総額保証付(後厚)終身年金の場合

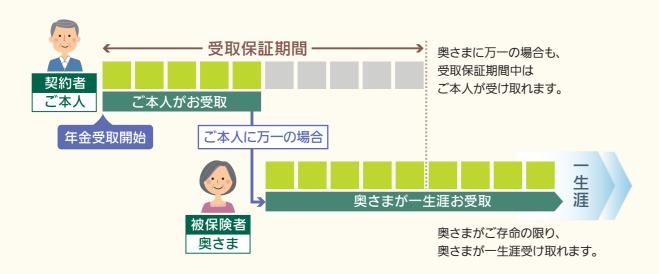
夫婦リレープラン

奥さまの一生涯の年金を確保

ご本人が亡くなられた後も、奥さま(被保険者)が一生涯年金を受け取れます。

契約形態	契 約 者	ご本人	¥
	被保険者	まち奥	
	年金受取人	ご本人	
	継続年金受取人	まち奥	

【イメージ図】



• 上記リレープランは、他の年金種類でもお選びいただけます。



- 被保険者が亡くなられた場合、受取保証期間経過後の年金のお受取はありません。
- ●年金総額保証付終身年金(据置期間 0 年)および年金総額保証付後厚終身年金の場合、死亡給付金のお取扱はありません。
- 年金受取人が亡くなられた場合、年金受給権(年金として受け取る権利)が相続税の対象となります。

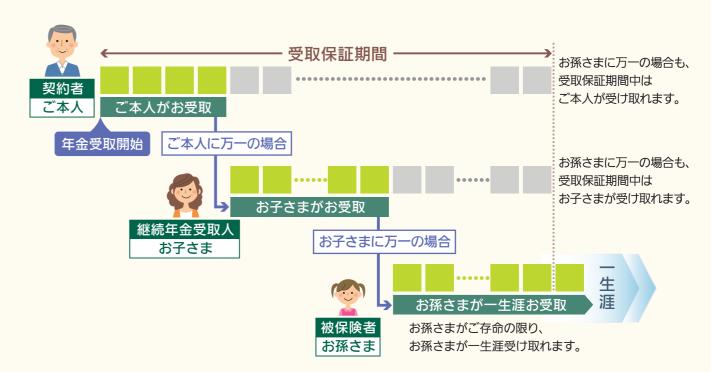
三世代リレープラン

お子さまやお孫さまへ一生涯の年金を確保

お孫さま(被保険者)がご在命の限り、年金がご家族に引き継がれます。

契約形態	契約者	ご本人	
	被保険者	お孫さま	
	年金受取人	ご本人	11.
	継続年金受取人	お子さま	

【イメージ図】



)DP (GOP) (GOP)

円高になった場合に備える

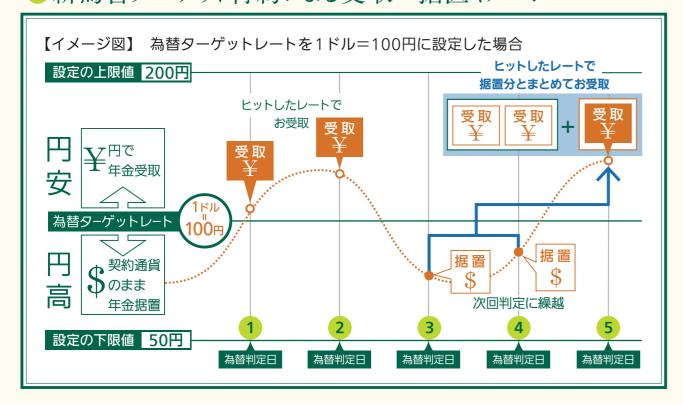
新為替ターゲット特約を付加することで、年金受取日の為替レートが お客さまが指定したレート(為替ターゲットレート)より円高になった場合、 外貨のまま年金を据え置きます。据え置かれた年金は、次回以降の 年金受取日に、為替ターゲットレート以上の円安になった際にまとめて お受け取りいただきます。

年金を円で受け取る際の、為替手数料は無料です。

※年金受取の円換算時の為替レート: TTM (対顧客電信仲値)

●ご指定いただける為替ターゲットレートの範囲

新為替ターゲット特約による受取・据置イメージ



●為替判定の回数をふやすこともできます。

年金の分割受取で為替判定の回数をふやすことができます。

たとえば年金受取期間20年の場合、年1回払であれば20回の為替判定がありますが、 年12回払であれば合計で240回分の為替判定があり、年金受取回数をふやしたほうが、 受け取るチャンスがふえます。

<1年間の為替判定の回数(据置期間が0年以外のイメージ)>

- ●年1回払 1

- レートの見直し、据置年金の引き出しも自由自在

為替ターゲットレートは、 お電話で変更できます。

カスタマーサービス

※毎年の年金受取日を基準とし、年単位で適用されます。 (適用されるレートの変更は年1回となります。)

<u>00</u> 0120-001-262

据え置かれた年金と利息は、 契約通貨または円で引き出す ことができます。

※据え置かれた全額の引き出しとなります。





年金受取の最終分(据置年金があった場合は据置年金とその利息を含みます)については、 最後の為替判定日の為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、ご契約通貨で お受け取りいただきます。

ご注意 ただし、年金受取人からのお申し出があった場合は、円で年金をお受け取りいただく ことが可能です(為替相場の変動によって、損失が生じる場合があります)。

万一の場合は、ご家族にのこせます

据置期間中に被保険者が亡くなられたとき

●死亡給付金を一括で受け取れます。

死亡給付金を死亡給付金受取人にお受け取りいただきます。死亡給付金額は、被保険者が亡くなられた時点における次のいずれか大きい金額となります。

①基本給付(保険)金額

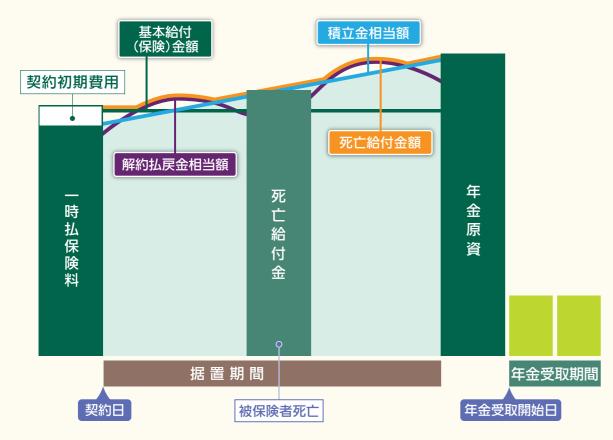
②積立金相当額

③解約払戻金相当額

なお、年金総額保証付後厚終身年金の場合は、据置期間はありません。

※円建の場合、一括受取にかえて年金で受け取ることもできます(新遺族年金支払特約付加)。

【イメージ図】





死亡給付金の免責事由(責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡等)に該当した場合等、死亡給付金をお支払いできないことがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「死亡給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。

年金受取期間中に被保険者が亡くなられたとき

●ご家族に年金を引き継げます。

継続年金受取人を指定することで、残りの期間の年金(継続年金)*をお受け取りいただけます。

*年金総額保証付(後厚)終身年金の場合は残りの受取保証期間、

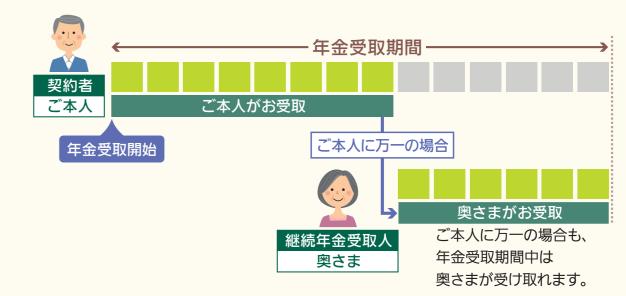
確定年金の場合は残りの年金受取期間の年金受取となります。

※円建かつ確定年金の場合、継続年金の受取にかえて、死亡一時金で受け取ることもできます。

契約形態

契約者	ご本人	\(\frac{\cappa_{\cup}}{\cup_{\cup}}\)
被保険者	ご本人	
年金受取人	ご本人	W N
継続年金受取人	まち奥	

【イメージ図】確定年金の場合



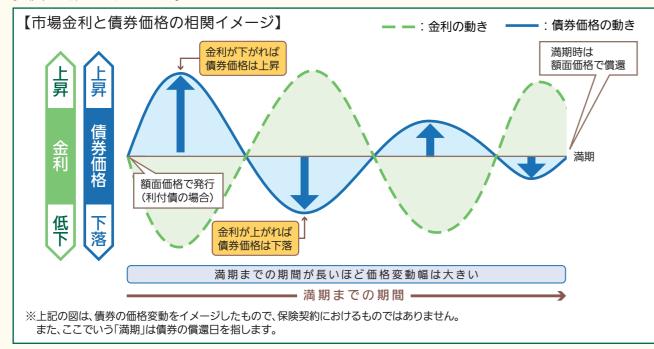
13)P) (GOP) (GOP)

解約時のリスクについて

解約払戻金には 金利の変動(市場価格調整) と 為替の変動 が影響します。

●金利の変動(市場価格調整)とは

市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約払戻金額に反映させるしくみを「市場価格調整」といいます。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約払戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約払戻金額は増加します。



基準金利の変動と解約払戻金額への影響

【前提】 年金種類:確定年金/契約通貨:米ドル建/契約年齢:60歳/据置期間:10年/年金受取期間:10年 一時払保険料:100,000米ドル/契約時の積立利率・基準金利:4.00%

	- 532-WHXT1 1 1007000 WHX 107 XW323 W X 2 13 1				
	一時払保険料に対する解約払戻金額の割合				
経過年数	基準金利の変動幅				
	契約時 +3%	契約時 +1%	契約時と同じ [*]	契約時 -1%	契約時 -3%
1年	69.79%	86.93%	97.18%	108.75%	136.62%
3年	3年 79.36%	79.36% 95.73% 105.28% 115.89%	115.89%	140.84%	
5年	90.23%	105.41%	114.06%	123.51%	145.18%
7年	102.59%	116.07%	123.57%	131.64%	149.66%
10年 124.38%		134.11%	139.35%	144.83%	156.64%
契約時	から	解約払戻金額は	契約田	寺から トー	解約払戻金額は
基準金利	が上昇	減少します	基進金和	別が低下 →	増加します
	·)	"412 0 0 1 2		370 1	- Liber 5 01 5

- *解約時の基準金利が契約時の基準金利と同じであっても、解約払戻金額は減少します。
- ※経過年数10年は、据置期間満了時における金額による割合となります。

【参考】過去の積立利率・基準金利の最大変動幅について

利率・金利	米ドル建	豪ドル建	
上昇 契約時+ 3.90%		契約時+ 4.05%	
低下	契約時一 2.46%	契約時一 2.16%	

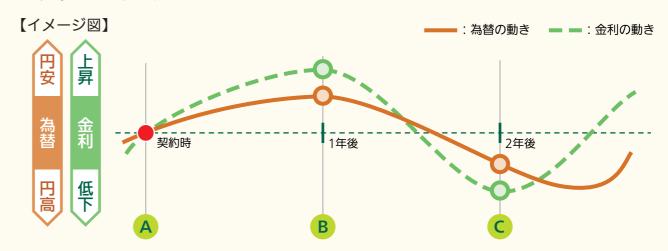
※2017年9月~2024年10月の実績です。

※2024年9月以前の解約払戻金の計算にあたり、契約 通貨が米ドル建の場合は積立利率を用いて計算します。 そのため、上記期間において、米ドル建は積立利率、 豪ドル建は基準金利による実績値となります。

▶市場価格調整のしくみについて、くわしくは31~32ページをご覧ください。

●為替と金利の解約払戻金への影響

為替の変動 と 金利の変動(市場価格調整) を組み合わせた解約払戻金への影響 は以下のとおりです。



【前提】 年金種類:確定年金/契約通貨:米ドル建/契約年齢:60歳/据置期間:10年/年金受取期間:10年 契約時の積立利率・基準金利:4.00%

契約時 🗛 における円払込金額: 1,000 万円 (一時払保険料 66,666.67 米ドル)、円換算レート: 150 円

	積立金額	市場価格調整 による増減額	解約払戻金額 市場価格調整の 影響あり	円換算額 為替レートの 影響あり
B 契約時より 1年経過後 3.0% 上昇	65,519.96米ドル 一時払保険料比 98.27%	-18,987.68米ドル	46,532.28米ドル 一時払保険料比 69.79%	7,910,487円 円払込金額比 79.10%
C為 20円 替 円高契約時より 2年経過後金 3.0% 利 低下	68,140.72米ドル 一時払保険料比 102.21%	+24,339.87米ドル	92,480.59米ドル 一時払保険料比 138.72%	12,022,476円 円払込金額比 120.22%



解約払戻金の円換算額は、円安の場合であっても、 市場価格調整の影響により、円払込金額を下回る 場合があります。



市場価格調整のしくみについては こちらの動画でもくわしく ご説明しております。



▲説明動画をみる



15~16ページの数値は、前提条件を仮定して計算した例示であり、 実際の受取額を表したものではありません。

お手持ちのご資金と一時払保険料のお払い込みについて(契約通貨が外貨の場合) この商品は、契約通貨が外貨の場合、一時払保険料を円または契約通貨でお払い込みいただ けます。お申込みにあたり、お手持ちのご資金(通貨)ごとに、下記のいずれかの払込方法を ご選択いただきます。

契約通貨	お手持ちの ご資金(通貨)	保険料 円入金特約	一件 队 保 熔 粉 —————————————————————————————————		クーリング・オフ (お申込みの 撤回または解除) の際の払戻通貨
		付加する	円	ニッセイ・ウェルス 生命*1	Ħ
外貨 ※ドル建 豪ドル建	H	付加しない	契約通貨 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	銀行等* ²	契約通貨 保険会社宛の 一時払保険料 払込通貨
	契約通貨 ※ ※ドル 豪ドル		契約通貨 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		契約通貨 保険会社宛の 一時払保険料 払込通貨

- *1 円でお払い込みいただく場合、円での払込金額をニッセイ・ウェルス生命に着金する日の 保険料円入金特約用の為替レートで契約通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として 払い込まれたものとしてお取り扱いします。
- *2 銀行等での交換にかかる諸手数料は金融機関ごとに異なります。 くわしくは取扱金融機関にお問い合わせください。
- ▶保険料円入金特約について くわしくは 🖝 29~30ページをご覧ください。
- ▶クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)について

くわしくは 1 36~37ページをご覧ください。

お手持ちのご資金(通貨)が円で、保険料円入金特約を付加せず、銀行等で円を契約 通貨に交換してお払い込みいただいた場合は、契約通貨でお払い込みいただいたものとしてお取り扱いします。



この場合、クーリング・オフの際に払い戻す通貨は契約通貨となります。そのため、払い戻された一時払保険料(契約通貨)を円に交換する場合、為替相場の変動や金融機関所定の為替手数料等のご負担により、お払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※お手持ちのご資金(通貨)が契約通貨と異なる外貨で、銀行等で契約通貨に交換する場合も、 同様のリスクが生じるおそれがあります。

ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には 大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。 民間保険は公的保険を補完する面もあることから、 公的保険の保障内容を理解したうえで、 必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

> 公的保険制度について くわしくはこちら→



「保険契約者代理特約」「指定代理請求特 約」について

特約を付加するにあたり、費用はかかりません。

特約名称	特約概要	契約に関する 手続きの代理	保険金等の 請求の代理	契約内容照会
保険契約者	契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が 困難であると判断される場合などには、契約者にかわり、 保険契約者代理人が所定の手続きを行うことができます。 ※年金受取開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。	0	型約者と受取人 が同一人の場合	
代理特約	① ご家族登録制度 契約者は保険契約者代理人と契約内容を 共有することができます。			0
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金 の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合な どには、被保険者にかわり、指定代理請求人が年金の代 理請求を行うことができます。		0	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

保険契約者代理特約

たとえばこんなときに 役立ちます!



契約者のためにまとまった お金が必要だけど 認知症で解約の 手続きができない…

どんな内容の保険に 入っていたんだっけ…



>>>

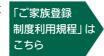
保険契約者代理特約を活用すると…

あらかじめ指定された保険契約者代理人が手続可能です。 保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。

*財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、契約者に所得税・住民税が課税されます。なお、保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。

保険契約者代理特約には ご家族登録制度 が

付帯されます。





■ 保除契約者代理人ができるお手続き例

□ 保険証券再発行□ 住所変更	□ 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の 変更
 減額・解約 死亡給付金の請求	□ 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の 指定・変更
(死亡給付金受取人が契約者と同一人の場合) 等	□ 指定代理請求人が代理することができる手続き 等

• 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種 お取扱いには制限があります。



• 税務のお取扱いは 2025 年 1 月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

指定代理請求特約

たとえばこんなときに 役立ちます!



被保険者が入院中で 意識がないため 年金を請求できない…



- 指定代理請求特約を活用すると…

あらかじめ指定された指定代理請求人が 請求可能です。

ただし、年金は指定代理請求人の口座では お受け取りできません。

■ 契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
А	A	4	指定代理請求人	TANDIA
А	E	3	指定代理請求人	年金受取人の 口座のみ
А	В А		保険契約者代理人	口座(70)

▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から 1 名指定いただきます。

※死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とすることをおすすめします。

保険契約者代理人:契約者と次の関係にある人 指定代理請求人:被保険者と次の関係にある人

①戸籍上の配偶者 ②直系血族 ③兄弟姉妹 ④同居または生計を一にしている3親等内の親族

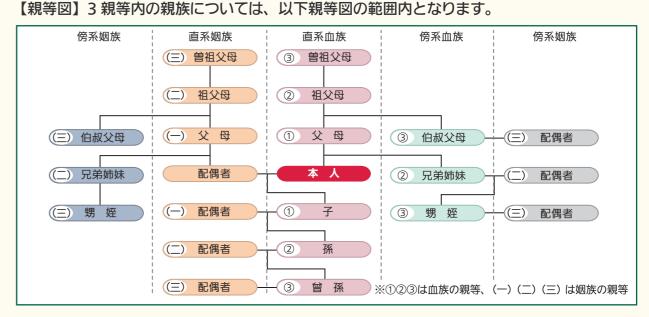
上記のほか、次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人

⑤同居または生計を一にしている人

⑥財産管理を行っている人

⑦死亡給付金受取人・継続年金受取人 ⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。



19P> (SOP> (SOP) (SOP> (SOP> (SOP> (SOP) (SOP> (SOP) (

契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

▶お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに 主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」 に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、保険料一時払の定額年金保険です。

この保険の正式名称は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

契約通貨	正式名称
● 円 建	積立利率金利連動型年金 (A Ⅱ型)
米ドル建	積立利率金利連動型年金 (米ドル建) 年金額確定特約付
※ 豪ドル建	積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

1 引受保険会社について

■ 名称: ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。

■住所:〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1

■電話:[円建] 0120-037-560 [米ドル建・豪ドル建] 0120-001-262 (カスタマーサービスセンター)

■ホームページ: www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、積立金が当社所定の方法により計算された積立利率により運用され、将来 の年金額がご契約時点において契約通貨建で確定します。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映する しくみ(市場価格調整)となっております。
- ■契約通貨に応じて、ご選択いただける年金種類は次のとおりとなります。

年金種類 契約通貨	年金総額保証付 終身年金	年金総額保証付 後厚終身年金	確定年金
● 円 建	0		0
米ドル建	0	0	0

【しくみ図】

※次の図は、イメージをあらわしたものです。

■契約初期費用(年金種類	(共通)
契約通貨	一時払保険

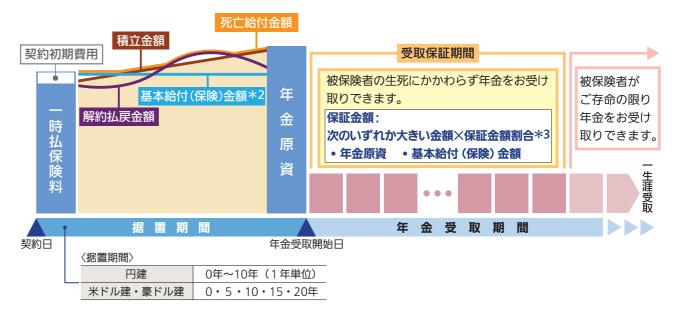
契約通貨	一時払保険料に対する割合
円建	4%
米ドル建・豪ドル建	5.5%

年金総額保証付終身年金

受取保証あり

● 円 建 == 米ドル建

最短でご契約の2ヵ月後*1から年金受取を開始し、被保険者がご存命の限り一定額の年金をお受け取りいただけます。また、被保険者の生死にかかわらず、お受け取りいただく年金総額は、年金原資または基本給付(保険)金額*2のいずれか大きい金額に保証金額割合を乗じた金額が契約通貨建で保証されます。

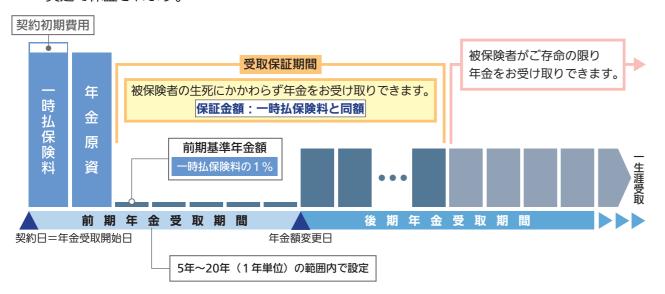


- *1 据置期間0年で、年金の受取回数が年6回払または年12回払の場合
- *2 円建・豪ドル建の場合は基本給付金額、米ドル建の場合は基本保険金額となります。 この金額は、減額がない限り一時払保険料と同額となります。
- *3 保証金額割合は、次のとおりとなります。 円建:100%、米ドル建・豪ドル建:100%・110%・120%

次のページに続きます

年金総額保証付後厚終身年金 受取保証あり

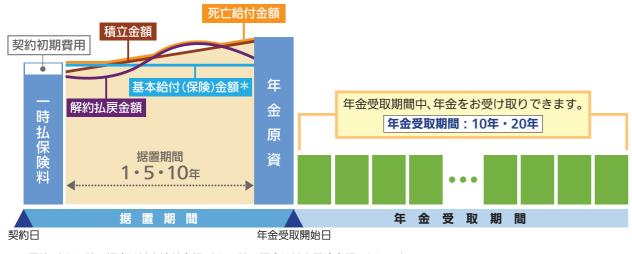
- 米ドル建 圏 豪ドル建
- ご契約の1年後から年金受取を開始し、被保険者がご存命の限り年金をお受け取りいただけま す。ご契約当初から一定期間の年金額を一時払保険料の1%相当に抑えることで、年金額変更 日以後の年金額が大きくなります。
- 被保険者の生死にかかわらず、お受け取りいただく年金総額は、一時払保険料相当額が契約通 貨建で保証されます。



確定年金

一定期間での受取

据置期間経過後、指定された年金受取期間中、毎年一定額の年金をお受け取りいただけます。



*円建・豪ドル建の場合は基本給付金額、米ドル建の場合は基本保険金額となります。 この金額は、減額がない限り一時払保険料と同額となります。

この保険の市場リスク・為替リスクについて

- ■この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場 金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料 を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ■契約通貨が米ドル建や豪ドル建の場合、**為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額** が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。

5 積立利率について

■積立利率とは、積立金に適用される利率であり、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日~15日」「16日~末日」となるご契約に適用されます。契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。

※契約日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合、

- 一時払保険料(相当額)を受け取った日を指します。
- ■積立利率は、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

□積立利率の計算方法



用語について

契約通貨	● 円 建	米ドル建	豪ドル建		
基準金利	年金の種類、据置期間、 年金受取期間、ご契約時の 年齢等に基づき定まる当社 所定の期間を残存期間と する日本国債の複利利回りの 平均値	年金の種類、据置期間、 年金受取期間、ご契約時の 年齢等に基づき定まる当社 所定の期間を残存期間と する米国債の複利利回りの 平均値	年金の種類、据置期間、 年金受取期間等に基づき 定まる当社所定の期間を 残存期間とする オーストラリア国債の複利 利回りの平均値		
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率(契約通貨に応じた範囲内で設定)				
設定の範囲	− 0.5%~ + 1.0%	- 0.5%r	~+ 1.5%		
保険契約	● 維持費率・ご契約の維持に必要な費用				

- ■適用された積立利率は、据置期間、年金受取期間を通じて一定です。
- ■積立金額は、積立金(一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの)につき、契約時に適用 される積立利率によって計算されます。そのため、**積立利率は一時払保険料に対する実質的な 利回りとは異なります。**
- ■実質的な利回りとは、確定年金の場合、年金受取総額を契約時から年金受取期間満了時までの期間にわたって、当該利回りで割り引いた額が一時払保険料となる、年換算利回り(複利)のことをいいます。
- ■実質的な利回りは、契約通貨建の利回りです。外貨建の場合、円建の利回りではありません。
- ■実質的な利回りは、積立利率より小さい率となります。

6 ご契約のお取扱について

					1
	契約通貨		● 円 建	米ドル建	※ 豪ドル建
(被	契約年齢 (被保険者の満年齢)		契約年齢は、年金種類・契約通貨に応じた下記の範囲内となります。		
	年金総額保証付 終身年金		6歳~89歳 0歳~89歳		-89歳
	年金総額保証(後厚終身年金			50歳~	~85歳
	確定年金			0歳~89歳	
一時	払保険料/年	金額	一時払保険料・年金額のる	お取扱は下記の①②を満た	す範囲内となります。
1)-	①一時払保険料		500万円 (1万円)		,000米ドル/豪ドル 00米ドル/豪ドル)
((保険料単位)				マグラー (17) ログ 保険料円入金特約付加
		最高	契約年的	意円*1·2	
2	年金額*3	最低	円での受取:1,000米ド 外貨での受取:6,000米ド		
		最高		3,000 万円* ^{1・2}	
保	保険料払込方法	£	一時払のみ(指定金融機関口座への送金扱いのみ)		
	契約者		被保険者の3 親等以内のご親族		
死	亡給付金受取	人	被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただきます。		
	年金受取人		契約者または被保険者		
組	継続年金受取人		年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受け取りいただけます。継続年金受取人は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。		
₹0.	その他取扱について		ご選択されるプランに。 〇外貨建の場合:年金 契約	基本給付(保険)金額の増 よっては、上記に加え、次の 受取期間の延長・短縮、積 者貸付、年金種類の変更 1年)の場合:解約・減額、	のお取扱もありません。 立金の引き出し、

- *1 円換算は、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。
- *2 同一被保険者で当社の他の保険契約がある場合の上限額: 所定の一時払定額年金において、年金額を通算して3,000万円 (契約年齢が70歳以上の場合:一時払保険料で5億円)
- *3 年金総額保証付後厚終身年金の場合、後期年金受取期間の年金額を基準とします。
- ※ 具体的なご契約内容については、「契約申込書」にてご確認ください。 (契約申込書には、情報端末のお手続き画面を含みます。)

配当金について

この保険に配当金はありません。

年金のお取扱について

■年金のお取扱の範囲は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

● 円 建

年金種類	据置期間*1	年金受取開始年齢*2	年金受取期間/保証金額
年金総額保証付 終身年金	0年~10年 (1年単位)	16歳~90歳	次のいずれか大きい金額 • 基本給付金額 • 年金原資
	1年	1歳~90歳	
確定年金	5年	5歳~90歳	10年・20年
	10年	10歳~90歳	

年金種類	据置期間*1	年金受取開始年齢*2	年金受取期間/保証金額
	0年	16歳~89歳	
	5年		次のいずれか大きい金額に保証金額割合を
年金総額保証付 終身年金	10年	16歳~90歳	乗じた金額 • 基本給付(保険)金額 • 年金原資
11-25 T II	15年		〈保証金額割合: 100%・110%・120%〉
	20年	20歳~90歳	
年金総額保証付 後厚終身年金	0年	50歳 ~85歳 年金額変更年齢: 55歳 ~90歳*3	一時払保険料と同額
	1年	1歳~90歳	
確定年金	5年	5歳~90歳	10年・20年
	10年	10歳~90歳	

- *1 据置期間0年の場合、年金の受取開始は、年金種類に応じて次のとおりとなります。
 - ・年金総額保証付終身年金:最短でご契約の2ヵ月後(年金受取回数が年6回払、年12回払の場合)
 - •年金総額保証付後厚終身年金:1年後
- *2年金総額保証付終身年金または年金総額保証付後厚終身年金の場合: 受取保証部分の期間満了時の被保険者年齢が120歳を超えることはできません。
- *3年金受取開始年齢から5年~20年の範囲内(1年単位)でのご指定となります。
- ※市場金利情勢等によっては、ご選択できない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合が あります。
- ■円建において、年金受取開始日での年金額が10万円未満となる場合は、年金によるお支払いを 行いません。年金受取開始日前日末の積立金(年金原資)に市場価格調整を適用した金額をご契 約者にお支払いしてご契約は消滅します。

- ■年金のお受け取りにかえて一括でお受け取りいただくこともできます。この場合、市場価格調 整が適用され、受取総額が一時払保険料を下回る可能性があります。
- ■1年間の年金の受取回数は、次の中からご選択いただけます。

年金受取回数		年1回払	年2回払		年6回払*1	年12回払	
	契約通貨 受取通貨		(6)	(6ヵ月ごと)	(3ヵ月ごと)	(2ヵ月ごと)	(1ヵ月ごと)
	円建	円	10万円	5万円		3万円	
1回の 最低受取額	米ドル建	円*4	1,000ドル		500ドル		250ドル
政区义以识	豪ドル建 *2・3	外貨	6,000ドル	3,000ドル	1,500ドル	1,000ドル	500ドル

- *1円建の場合、年金の受取月を奇数月にすることができます。
- *2単位:契約通貨(米ドルまたは豪ドル)
- *3年金総額保証付後厚終身年金の場合、後期年金受取期間中の年金についてご選択できます。 (前期年金受取期間中は金額にかかわらず年1回払となります。)
- *4「年金円支払特約」を付加する必要があります。
- ※円建で据置期間0年の場合、年1回払はご選択いただけません。
- ※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。
- ※1回の最低受取額は、将来変更されることがあります。

保障内容(死亡給付金のお支払い)について

給付金の種類	お支払いする事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例
死亡給付金	被保険者が 据置期間中に 亡くなられたとき	被保険者が 亡くなられた日における 次のいずれか大きい金額 ・基本給付(保険)金額 ・積立金相当額 ・解約払戻金相当額	 責任開始の日からその日を含めて 3年以内に被保険者が 自殺した場合 ・重大事由により ご契約が解除された場合

10 主な特約について

後厚終身年金特約(米ドル建/豪ドル建)

■ 米ドル建 圏 豪ドル建

- ご契約時に年金総額保証付後厚終身年金をご選択の場合、この特約が付加されます。
- 年金額変更年齢は最長90歳となり、年金受取開始年齢から5年~20年の範囲内(1年単 位) でのご指定となります。
- 指定された年金額変更年齢における年単位の契約応当日を「年金額変更日」として、年金 額変更日の前日までを前期年金受取期間、それ以後を後期年金受取期間とします。
- 年金受取期間における年金受取額は、前期は一時払保険料の1%を基準とした金額、後期 は前期と比較して大きい金額となります。

※この特約のみの解約はできません。

次のページに続きます

保険料円入金特約

■ 米ドル建 る 豪ドル建

外貨建の保険料を円で払い込むことができます。

円支払特約/円支払特約Ⅱ

■ 米ドル建 圏 豪ドル建

解約払戻金・死亡給付金等を円で受け取ることができます。

※米ドル建の場合は「円支払特約」、豪ドル建の場合は「円支払特約Ⅱ」が付加されます。

年金円支払特約



- 毎回の外貨(契約通貨)建の年金を円で受け取ることができます。
- この特約の付加による円での受け取り後は、外貨での年金受取はできません。

新為替ターゲット特約



- ●年金円支払特約と併せて付加することにより、年金受取日(為替判定日)の為替レートが、 あらかじめ設定された為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安となった場合 は円で年金を受け取り、円高となった場合は契約通貨で据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、50円~200円 (1円単位) で設定でき、設定後に変更すること もできます。
- 契約通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受け取りとなります。
- 契約通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または契約通貨で引き出すことができます。
- 年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、契約通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、契約通貨による据置年金および利息の全額の受け取りとなります(年金受取人からお申出があった場合は、円による受け取りに変更することができます)。

新遺族年金支払特約



- ・死亡給付金の全部または一部を、年金で受け取ることができます。年金種類は、確定年金(年金受取期間:5・10・15・20・30・36年)となります。
- 特約年金額は、年金基金の設定時点の予定利率等に基づいて計算され算出されます(ご加入時に確定していません)。
- ※特約年金額が10万円未満の場合には、主契約の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いして、 この特約は消滅します。

保険契約者代理特約

● 円 建■ 米ドル建■ 豪ドル建

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

- ※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。
- ※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって
- 「ご家族登録制度」が付帯されます。
- ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約



年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求(代理請求)を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

- ※米ドル建の場合は「年金額確定特約」が付加されます。
- ※据置期間0年の場合、「即時払年金特則(特約)」が付加されます。
- ■特約の付加にあたって、適用される為替レートと換算基準日は以下のとおりです。

特約名	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約 番 米ドル建 番 豪ドル建	一時払保険料 (相当額)	一時払保険料 (相当額) の 当社受領日	TTM+50銭
円支払特約	• 解約払戻金	必要書類が当社の本店に到着 した日の翌営業日	TTM
円支払特約Ⅱ	• 死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着 した日	TTM-50銭
年金円支払特約	年金	年金受取日または必要書類が 当社の本店に到着した日の 翌営業日のいずれか遅い日	TTM
■ 木下ル娃 ■ 家下ル娃	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着 した日の翌営業日	

- ※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
- ※TTM(対顧客電信仲値):
- 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
- なお、1日のうちにTTMの公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- ※上記の為替レートは2025年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。
- 為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

付加できる特約について、くわしくは で契約のしおり・約款 をご覧ください。

11 解約等について

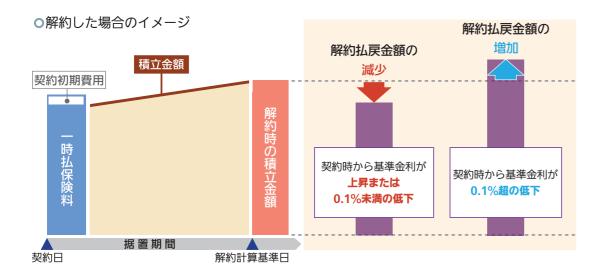
- ■据置期間中にご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。
- ■基本給付(保険)金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取り扱い、同じ割合で 年金額および積立金額についても減額されます。

減額は、下記の①②を満たす範囲内での取扱となります。

契約通貨		● 円 建	■米ドル建	₹ 豪ドル建
①最低基本給付(保険)金額		200万円	20,000米ドル	20,000豪ドル
②最低年金額	円での受け取り	10万円	1,000米ドル	1,000豪ドル
	契約通貨での受け取り		6,000米ドル	6,000豪ドル

- ■年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて年金を一括でお受け取りいただくことができます。
- ■解約払戻金額や年金の一括受取額の計算に際しては、市場価格調整を行うため、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ■市場価格調整とは、解約払戻金の受け取り、年金の一括受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。
- ■解約払戻金額や年金の一括受取額の計算にあたっては「基準金利」を用います(「積立利率」ではありません)。計算基準日の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇した場合や0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額や年金の一括受取額が減少します。逆に、0.1%を超えて低下した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は増加します。

基準金利について、くわしくは 契約概要 5 積立利率について をご覧ください。



〈計算方法〉

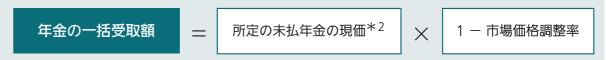
【解約時(据置期間中)】

解約払戻金額は、解約計算基準日*1における次の金額となります。

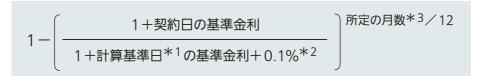


【年金の一括受取時(年金受取期間中)】

年金の一括受取額は、年金一括受取計算基準日*1における次の金額となります。



- *1 完備された解約または年金の一括受取の請求書類が当社に到着した日をいいます。
- *2 所定の未払年金の現価とは、年金の種類に応じて次のとおりとなります。
 - ・年金総額保証付終身年金・年金総額保証付後厚終身年金: 受取保証部分の未払年金の現価 (据置期間0年の場合、年金受取日後の支払期日が未到来の年金の現価を含みます。)
 - ・確定年金:残余年金受取期間に対する未払年金の現価
- ○市場価格調整率は、次のとおり計算します。



- *1 解約時は解約計算基準日、年金の一括受取時は年金一括受取計算基準日となります。
- *2 解約払戻金額または年金一括受取額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日~15日、16日~末日)と計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額または年金一括受取額を計算する際の市場価格調整において所定の係数(0.1%)を設定しています。
- *3 解約時または年金の一括受取時の計算基準日から年金受取期間満了または受取保証部分の期間満了までの月数などをもとに計算します。
- ※円建の場合、市場価格調整率は、40%を上限とし、-40%を下限とします。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数(0.1%)について

この所定の係数により、「計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、計算 基準日の積立金または未払年金の現価に対して、経過年数(解約時は「契約日からの経過年数」、 年金の一括受取時は「年金受取開始日からの経過年数」)に応じて一定率が控除されます。 例えば、解約計算基準日の基準金利と契約日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の 積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの 経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.27%	1.17%	1.07%	0.98%	0.88%	0.78%	0.68%	0.59%	0.49%	0.39%

※年金受取開始年齢:65歳、年金の種類:10年確定年金、据置期間:10年、契約通貨:米ドルで計算しています。

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して 特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関す る事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますの でご確認ください。

● 円建



お客さまにご負担いただく費用があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料の4%を一時払保険 料から控除します。

【保険期間中の費用】

契約初期費用以外に据置期間・年金受取期間中に直接ご負担いただく費用はありません。 ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際 に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

解約時や年金の一括受取時、受取額等が一時払保険料を 下回ることがあります。 市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額、年金種類 の変更等による変更後の年金原資等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用さ れることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。 また、円と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱に必要とされる費用があり ます。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料の5.5%を一時払保 険料から控除します。

【保険期間中の費用】

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%の年金管理費を積立金から 控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を 設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いて います。

【外国通貨のお取扱に必要となる費用】

■特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM (対顧客電信仲値) *との 差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

契約通貨	適用為替レート		
業: 米ドル建 豪ドル建	保険料を円で払い込む場合 【保険料円入金特約】	TTM + 50銭	
<mark>*・</mark> 豪ドル建	死亡給付金等を円で受け取る場合 【 円支払特約 II 】	TTM — 50 銭	

- *TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基 準日における値となります。
- ※上記の為替レートは2025年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ■外貨建の保険料を円や契約通貨以外の外貨にてご用意される際には為替手数料が必 要となる場合があります。また、保険料を外貨にてお払い込みになる際、および年金 等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があ ります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

次のページに続きます

36

▶ 業米ドル建

※ 豪ドル建



解約時や年金の一括受取時、受取額等が一時払保険料を下回ることがあります。 市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

A

為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による影響(為替リスク)を受けます。 為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換 算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

• この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認いただき、余裕資金をもって ご加入ください。

クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)の対象となります。

■保険契約の申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日から 起算して8日以内であれば、申込者等からの書面(郵送)または電磁的記録(電子メール)による お申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除(以下「お申込みの撤回等」といいます) をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

■保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面(郵送)	〒 141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 (電子メール) *	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

- * 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。 くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
- ■「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名(書面の場合は自署)、住所、電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料(払込通貨)、募集代理店名、保険料の返金先□座(申込者等の本人名義)、申出日を明記してください。
- ■募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。
- ■保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は申込者等に対し、お払い込みいただいた通 貨での金額を全額お返しいたします。
- ■外貨建の保険料として、お手持ちの円を金融機関等で外貨に交換しお払い込みいただく場合および払い戻される外貨を円に交換する場合には、金融機関等所定の為替手数料をご負担いただきます。そのため、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分の損失が生じます。また、為替相場が有利な方向に変動しても、変動幅によっては損失が生じる場合があります。

次のページに続きます

■お手持ちのご資金(通貨)、保険料円入金特約の付加有無等により、保険契約のお申込みの撤回等(クーリング・オフ)に伴い払い戻す通貨が、下記表のとおり異なります。

契約通貨	お手持ちの ご資金(通貨)	保険料円入金 特約	保険会社宛の 保険料払込通貨	契約通貨への 交換	クーリング・オフ の際の払戻通貨
hi 4E	円	付加する	円*1	保険会社	円*2
外貨 (米ドル建) 豪ドル建)	1.1	付加しない	契約通貨 (米ドル/豪ドル)	銀行等*3	契約通貨 ^{*4} (米ドル/豪ドル)
(家でル娃/	契約通貨 (米ドル/豪ドル)		契約通貨 (米ドル/豪ドル)		契約通貨 (米ドル/豪ドル)

- *1 保険料円入金特約による通貨交換時に保険会社所定の手数料がかかります。
- *2 円でのお払込額と同額を払い戻します。
- *3 銀行等で円を契約通貨(外貨)に交換する場合、所定の手数料がかかります。 また、お客さまの口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- *4 契約通貨(外貨)でのお払込額と同額を払い戻します。

ただし、契約通貨(外貨)での払い戻しとなるため、お手持ちの円資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換し払い込む場合において、<mark>払い戻される契約通貨(外貨)を円に交換するときは、以下により、当初の円資金を下回り、元本割れすることがあります。</mark>

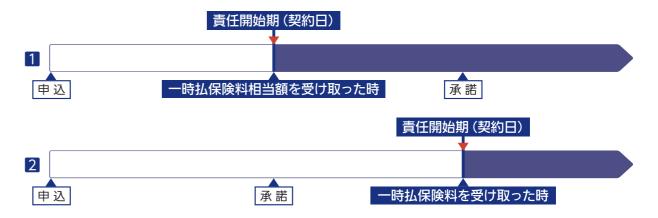
- ① 円から契約通貨(外貨)への交換に係る金融機関所定の手数料
- ② 契約通貨(外貨)から円への交換に係る金融機関所定の手数料
- ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
- ④ 為替差損(益)
- ■次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等をすることはできません。
- ①申込者等が法人の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ②債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③既契約の内容変更である場合
- ■当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の 金銭のお支払いを請求しません。
- ■保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の 支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保 険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡 給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 お申込み時にご報告いただく事項(告知)について

- ■ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ(告知)いただく必要はありません。
- ■被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。 ※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取扱となります。

3 保障を開始する時期について[責任の開始]

■当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合は、当社は一時払保険料(相当額)を受け取った時からご契約上の責任を負います。



- ■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ■ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

次の場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした (未遂を含みます) とき
- ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社 会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった とき
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなったとき

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

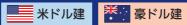
報

お支払いに関する手続き等の留意事項について

- ■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給 付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な 点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡くだ さい。
- ■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払い できない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載 されておりますので、あわせてご確認ください。
- ■当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご 契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- ■保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象とな る手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。
- ■指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求で きる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは で契約のしおり・約款を ご覧ください。

為替リスクについて





■この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による影響(為替リスク)を受けます。

〈為替リスクの例(米ドル建の場合)〉

年金等の受取時 ご契約時 1,100万円 (一時払保険料の払い込み) 1米ドル=110円 10万米ドル 1,000万円 1米ドル=100円 900万円 1米ドル=90円

- ■年金等の受取時の為替相場により円換算した年金等の受取額が、ご契約時の為替相場により円 換算した年金等の受取額を下回ることがあります。
- ■為替相場の変動により年金等の総受取額がご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料 を下回ることがあります。

元本割れが生じる場合について

次の場合には元本割れが生じ、不利益となることがあります。

●解約した場合、ご契約時にお払い込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用 にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。 また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、そ の金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。

解約払戻金額の計算方法について、くわしくは 契約概要 11 解約等について をご覧ください。

- 据置期間が短いご契約の場合、または適用される積立利率が低い場合、年金原資が一時払保 険料を下回ることがあります。
- ●年金の一括受取をした場合、年金の一括受取額とすでにお受け取りいただいた年金総額との 合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

● 円 建 上記に加え、次の場合にも元本割れが生じ、不利益となることがあります。

- 年金受取開始日前日に、年金の種類等を変更した場合、年金原資は市場価格調整を適用して 計算されるため、その金額は増減します。したがって、変更後の年金原資は一時払保険料を 下回ることがあります。
- 年金受取開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額およびすでにお受け取り いただいた年金総額との合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額 等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保 護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保 険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護 機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

預金ではなく生命保険であることについて 「預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金 とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはな りません。

10 新たな保険契約への乗り換えについて 「現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契 約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- •解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことに なる場合があります。
- ●現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱にかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、相互会社と株式会社があり、当社は株式会社です。株式会社は、 株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように 社員(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

- ■据置期間中に限り、契約者貸付制度をご利用いただけます(円建の場合)。
 - ご契約者は、積立金の40%の範囲内で、当社の定める利率によって貸付を受けることができます。貸付金の元利合計額が積立金の55%を超えることとなる場合には、事前にその旨をご契約者に通知しますので、当社所定の金額をお払い込みください。
- 所定の期日までにお払い込みがない場合、基本給付金額の減額(市場価格調整を適用)があったものとして取り扱います。減額後の金額が200万円に満たないときは、貸付金の元利合計額を差し引いた解約払戻金をご契約者にお支払いして、ご契約は消滅します。
- ■一時払保険料のお払い込みについて(豪ドル建の場合) この保険のご加入にあたって、一時払保険料は豪ドルまたは円(保険料円入金特約付加)でのお 払い込みとなります。「ご契約のしおり・約款」に記載されている「保険料外貨入金特約」は、当 該募集代理店ではお取扱しておりません。そのため、米ドルを豪ドルに交換する時の当該募集代 理店の換算レートとニッセイ・ウェルス生命所定の換算レートとは、異なる場合があります。
- ■借入金を前提としたお申込みはお取扱できません。 保険料を借入金で調達した場合、市場金利および為替相場の変動によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取扱できません。
- ■死亡給付金等のお支払いについて 死亡給付金等のお支払いの可否については、引受保険会社であるニッセイ・ウェルス生命保険 株式会社が決定させていただきます。

2 税金のお取扱について

- ■税務のお取扱は2025年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱については、所轄の税務署等にご確認ください。
- ■所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご留意ください。

〈ご契約時〉

お払い込みいただいた保険料は、払い込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。 ※個人年金保険料控除の対象ではありません。

〈年金受取開始日前〉

解約払戻金(解約差益)に対する課税

年金種類	契約後5年以内の解約 契約後5年超の解約	
年金総額保証付終身年金 (据置期間がある場合)	所得税 (一時所得) + 住民税	
確定年金	源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

- ※次の年金種類の場合は、契約日が年金受取開始日となるため、解約の取扱はありません。
 - ・年金総額保証付終身年金(据置期間0年)・年金総額保証付後厚終身年金

死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

- ※次の年金種類の場合は、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金の取扱はありません。
- ·年金総額保証付終身年金(据置期間0年) ·年金総額保証付後厚終身年金

次のページに続きます

〈年金受取開始日以後〉

年金に対する課税

契約形態		課税時	税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金受取時		所得税(雑所得) + 住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
	年金受取開始後の年金の一括受取時	年金総額保証付後厚終身年金	別待依(推別待) 下 住民忧
		確定年金	所得税(一時所得) + 住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金受取開始時		贈与税 ※年金受給権の評価額に対する課税
	毎年の年金受取時		所得税(雑所得) + 住民税

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉



この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱につきましては、 一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取り扱います。

対 象		換算基準日	適用為替レート*
保険料		一時払保険料の受領日	TTM (対顧客電信仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB (対顧客電信買相場)
26111111111111111111111111111111111111	所得税の対象となる場合	支払事由発生日	TTM (対顧客電信仲値)
年 金		年金受取日	TTM (対顧客電信仲値)
年金の一括受	取	必要書類の当社到着日	TTM (対顧客電信仲値)
解約払戻金	源泉分離課税の対象となる場合	必要書類の当社到着日	TTB (対顧客電信買相場)
	所得税の対象となる場合	必要書類の当社到着日	TTM (対顧客電信仲値)

- * 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。
- ※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円での払込額となります。
- ※特約の付加による円での受取の場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
- ※確定年金について、契約日より5年以内に解約し、外貨建の受取額の円換算額に利益が発生している場合は源泉分離 課税の対象となります。 円換算額で利益を計算して税引後の金額をお支払いするため、契約時より円安となった 場合、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

13 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス牛命 カスタマーサービスセンター

円建 00 0120-037-560 **ドル建/豪ドル建 00 0120-001-262

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・ 来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全 国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております (ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

 $_{
m 3}$

MEMO

【 WEB版/冊子版】ご契約のしおり・約款のご案内

「ご契約のしおり・約款」はWEB版と冊子版があります。ご契約時にいずれかをご選択ください。

▶ 契約通貨に対応する商品の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



冊子版を ご希望の 場合

ご契約後



円 建 図 0120-037-560 **ドル建 図 0120-001-262



受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。